

当初設計書		設計		精算	
起工番号：環総委第 6 号 工期：60日間 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年10月01日 公共 事業名：甲塚公園維持費 諸経費率：公共 令和07年10月01日 工事名：甲塚公園既設構造物撤去業務委託 設計部課名：環境部建設課 工事場所：久留米市 藤山町 地内					
設計概要	(当初設計) 上部構造物撤去工 N=1基 基礎撤去工 N=10基 付帯構造物撤去工 N=2基				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
公園街路管理業務	1	式				
構造物撤去工	1	式				
上部構造物撤去工	1	基				
基礎撤去工	10	基				
付帯構造物撤去工	2	基				
般運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 1.6km以下 DID区間無 々々損耗費(良好)含む	2	m3			P 1 号	
産業廃棄物中間処理料コンクリート(無筋) (積算単価)久留米県土管内	2	m3				
スクラップ 鉄屑 特級A(H1)	-0.4	t				
付帯工	1	式				
公園植栽張芝工 ペタ張 高麗芝 植栽割増なし 芝串あり	100	m2			施 1 号	
仮設工	1	式				
敷鉄板賃料 22 × 1524 × 6096(mm)	20	枚			施 2 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
敷鉄板設置・撤去	52	m2			施 3 号	
直接委託費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純委託費	1	式				
現場管理費	1	式				
委託原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
委託価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

甲塚公園既設構造物撤去業務委託
特記仕様書

令和7年度

久留米市

環境部 建設課

作成: 令和7年10月

特記仕様書

1. 適用	(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。
	(2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。 ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部)
2. 共通事項	
①事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、
	十分把握のうえ施工しなければならない。
	下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。
	■ 着工前測量 (撤去構造物延長等)
	□ 上空調査 ()
	□ 地下調査 ()
	□ 影響調査 ()
	□ その他 ()
②本業務の制限	■ 本業務の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の
	制限があるので、遵守すること。
	□ 施工内容 ()
	□ 施工時期 ()
	■ 施工時間 (9:00～17:00)
	□ その他 ()
	□ 無
	※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
③産業廃棄物の	(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。
運搬・処分	(2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。
	(3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。
	なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。
	①施工状況、積込み等の搬出状況写真
	(4) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
	(5) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物
	管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。
	(6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を
	取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。
	(7) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該
	濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施する
	とともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、
	マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。
	□ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により
	「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、
	「コブリス・プラス」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、
	作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用
	計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、
	その内容を説明しなければならない。
	なお、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に
	報告しなければならない。

④事後調査	☒ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。						
	下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。 ☒ 竣工時測量 (撤去構造物延長等)) ☐ 上空復元報告 () ☐ 地下調査報告 () ☐ 影響調査報告 () ☐ その他 ()						
2. その他							
①本業務の注意事項	(1) その他、本工事に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。 (2) 現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。 (3) 受注者は、本業務に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。 (5) 代価表については、原則的に添付しない。						
②交通誘導員	☐ 交通誘導員有り ☐ 指定路線での業務 (第1条) 本業務は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。 <table border="1" data-bbox="517 1066 1351 1393"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td> ・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者 </td> </tr> </tbody> </table> (第2条) 本業務における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。 ☐ 指定路線外での業務 (第1条) 本業務は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。 配置箇所 ☐ 施工区間の前後 ☐ 交差点部 ☐ その他 (歩行者誘導1人) ☒ 交通誘導員無し 交通誘導員については、原則設計計上しない。	資 格	資 格 要 件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者
資 格	資 格 要 件						
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者						
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者						

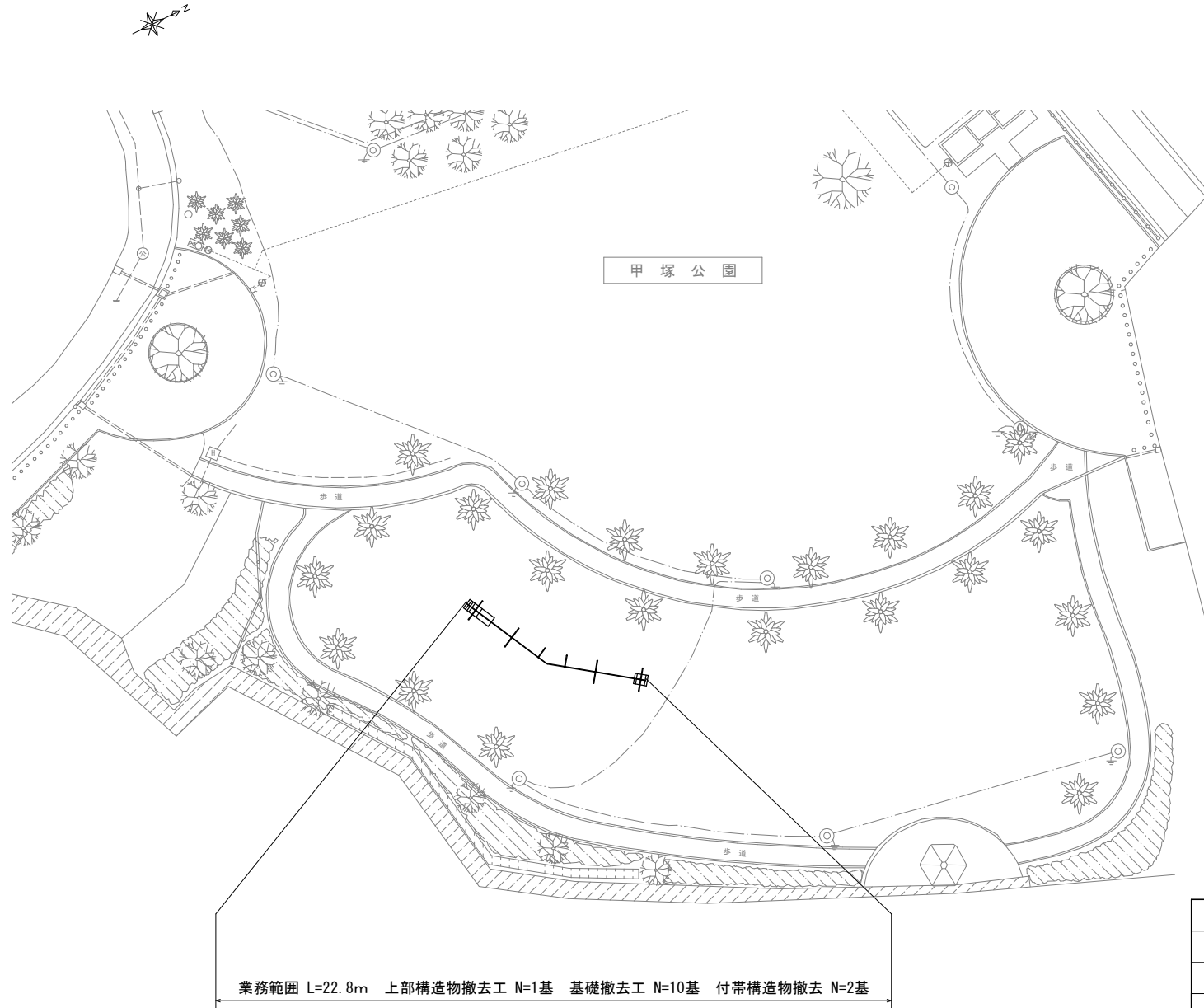
3. 共通仮設費										
1) 運搬費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
2) 準備費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
3) 事業損失防止 施設費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
4) 安全費 工事標識、 保安施設標識	工事標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。									
5) 役務費	☐ 指定事項有り									
	☐ 借地 ()									
	☐ 電力									
	☐ 用水									
	☐ その他									
	☒ 指定事項無し									
6) 技術管理費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
7) 営繕費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
8) 現場環境改善費	☐ 指定事項有り									
	☒ 指定事項無し									
4. 現場管理費										
支給品等	☐ 本工事において支給品等有り									
	☐ 支給品等有り									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品名	場所	延長						
	品名	場所	延長							
☒ 支給品等無し										
5. 検査										
① 中間検査	☐ 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。									
	☐ 部分使用検査 ()									
	☐ 随時検査 ()									
	☐ 材料検査 ()									
	☐ その他 ()									
② 社内検査	業務の適正な品質を確保するため、自主的な社内検査を実施。 なお、社内検査報告書の提出は必要ありません。									

6. 提出書類等									
①施工計画書の提出について	(1) 施工計画書の提出(当初請負額5000万円以上の場合) (2) 施工計画書(簡易版)の提出(当初請負額5000万円未満の場合) ただし、「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。 また、下記事項については、監督職員と協議し提出すること。 <table border="1" data-bbox="517 360 1428 524"> <thead> <tr> <th>記載事項</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	記載事項	内容						
記載事項	内容								
②業務の一部を下請に出す場合	①施工体制について 受注者は、下請工事がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。 また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。 なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。 (1) すべての工事 … 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※工事外注計画書・下請契約報告書の提出は不要 ②下請人の市内優先活用 受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。 また、下請契約の相手方を市外業者(市内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出すること。								
③安全訓練等の実施について	安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については工事安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に工事打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。								
7. 追記事項									
①工事各種保険	第三者保険の加入 (1) 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。 法定外の労災保険の付保 (2) 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。								
②公共事業各種調査等に対する協力	(1) 公共事業各種調査の協力について 本業務が公共事業各種調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について 本業務が公共事業各種調査等の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。 (3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について 本業務の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者(当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。								

③下請負人等の 選定	(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。 (2) 材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
④暴力団排除に 関する事項	受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。 (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
⑤暴力団排除に 係る下請契約に 関する事項	受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。 (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。



平面図 S=1:250

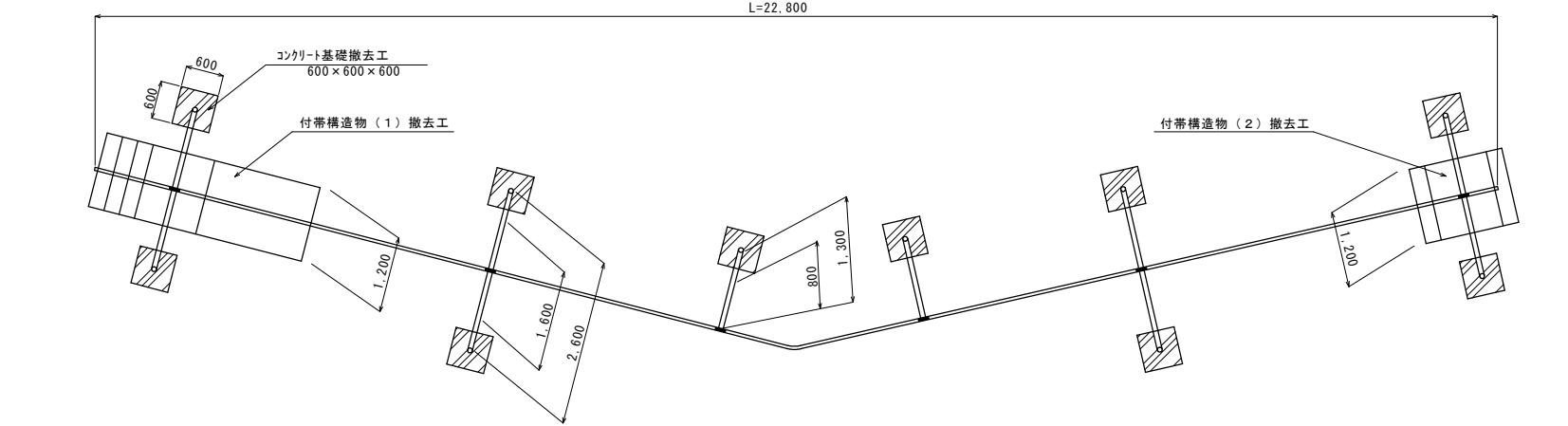


原図サイズA1

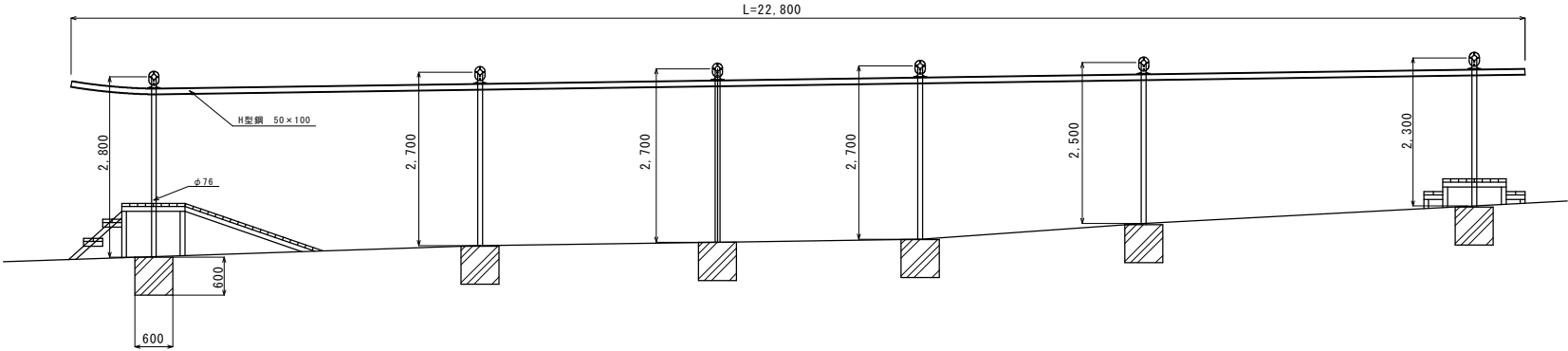
工事年度	令和7年度		
事業名	甲塚公園維持費		
工事名	甲塚公園既設構造物撤去業務委託		
工事箇所	久留米市藤山町 地内		
図面名称	平面図		
縮尺	S=1:250	図面番号	1 / 2
久留米市 環境部 建設課			

撤去工構造図 S=図示

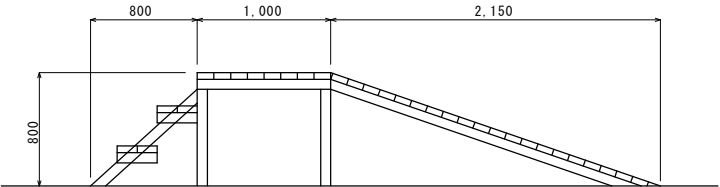
平面図 S=1:40



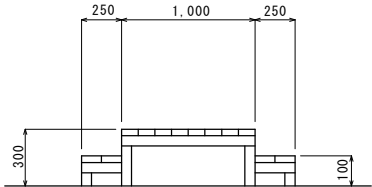
立面図 S=1:40



付帯構造物(1)立面図 S=1:20



付帯構造物(2)立面図 S=1:20



原図サイズA1

工事年度	令和7年度		
事業名	甲塚公園維持費		
工事名	甲塚公園既設構造物撤去業務委託		
工事箇所	久留米市藤山町 地内		
図面名称	構造図		
縮尺	S=1:250	図面番号	2 / 2
久留米市 環境部 建設課			